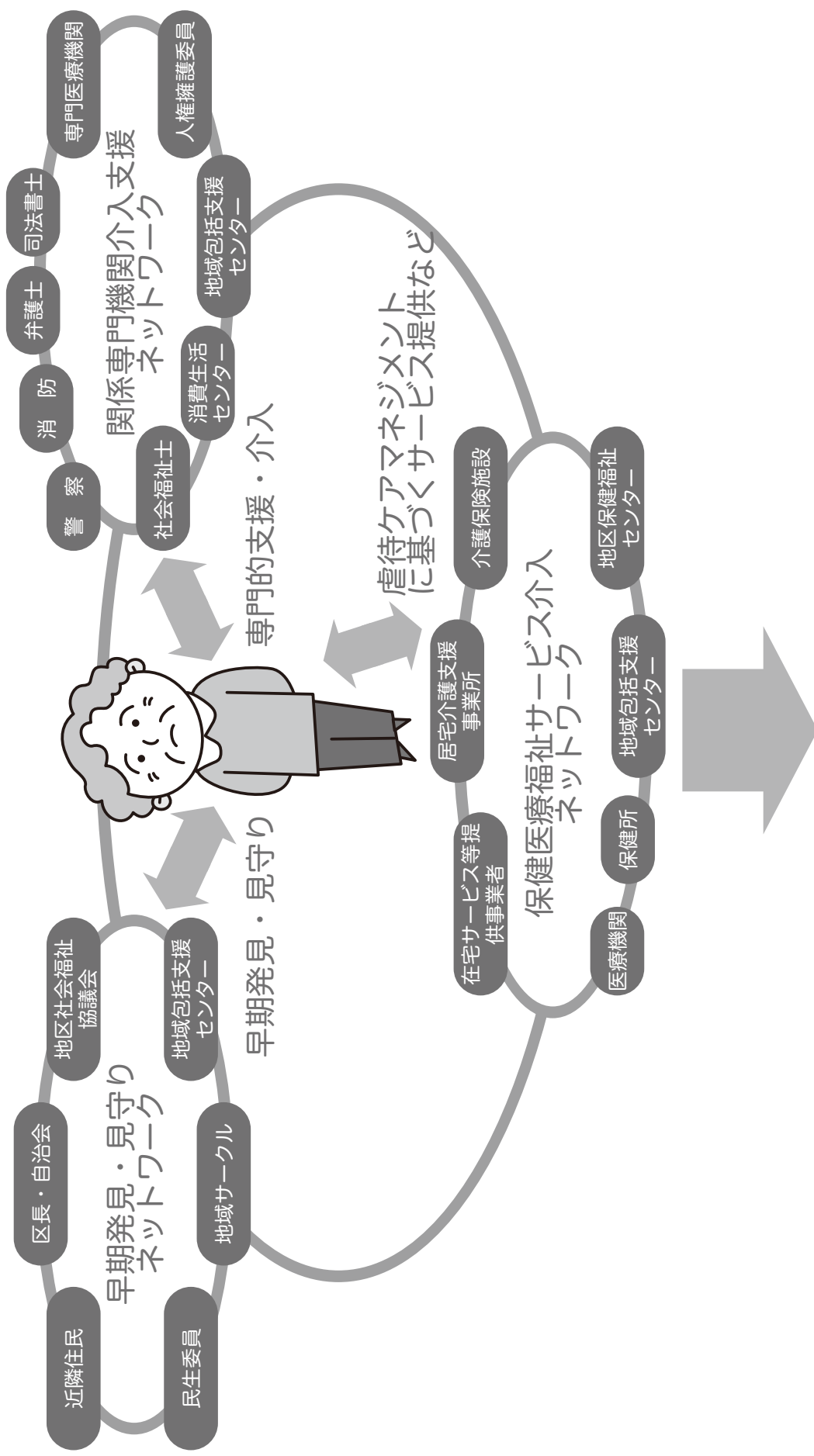


～ 参考資料及び関係法令 ～

【高齢者虐待防止ネットワークイメージ図】



いわき市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会  
(各ネットワーク代表者による協議)

## 高齢者虐待・認知症に関する相談・連絡先一覧（市内のみ）

地区保健福祉センター【福祉全般のサービス利用窓口】				
地域包括支援センター【高齢者の総合相談窓口】				
	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
平地区保健福祉センター	970-8686	平字梅本 21（いわき市役所 1 階）	22-7547	21-0696
平地域包括支援センター			22-1174	22-7505
小名浜地区保健福祉センター	971-8162	小名浜花畑町 15 - 1（小名浜支所別棟）	54-2111	92-4531
小名浜地域包括支援センター			53-4760	
勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	錦町大島 1（勿来支所 1 階）	63-2111	62-2154
勿来・田人地域包括支援センター			63-2140	
常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	常磐湯本町吹谷 76（常磐支所 1 階）	43-2111	43-2205
常磐・遠野地域包括支援センター			43-2151	
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	内郷高坂町四方木田 191 （総合保健福祉センター 2 階）	27-8691	27-8640
内郷・好間・三和地域包括支援センター			27-8660	
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	四倉町字西四丁目 11 - 3 （四倉支所 1 階）	32-2114	32-2258
四倉・久之浜大久地域包括支援センター			32-2115	
小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	小川町高萩字下川原 15（小川支所 1 階）	83-1329	83-1329
小川・川前地域包括支援センター			83-1411	

長寿介護課				
【虐待などに関する高齢者保健福祉施策、介護保険制度等の事業展開を実施】				
	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
介護予防係 （在宅における虐待対応）	970-8686	平字梅本 21（いわき市役所 1 階）	22-7465	22-7547
介護支援係 （施設・事業所における虐待対応）			22-7467	

「もの忘れ」の相談ができる医療機関（地区別 50 音順）

適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話・悩みを聞く姿勢を習得するための研修を修了し、公表することに同意した内科等の様々な診療科の医師のいる医療機関です。

※ 診療日時・診療内容等につきましては、直接、医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
あんざいクリニック	970-8032	平下荒川字大作 133 - 5	88 - 6305
いがり内科クリニック	970-8026	平字大工町 11 - 1	22 - 7105
国立病院機構 いわき病院	970-0224	平豊間字兎渡路 291	55 - 8261
小川医院	970-8044	中央台飯野五丁目 1 - 4	29 - 3111
草野老人内科	970-0112	平泉崎字向原 17 - 1	38 - 6780
(医)こまつ内科	970-0101	平下神谷字仲田 135	34 - 6611
(医)酒井医院	970-8026	平字南町 12	23 - 1055
(医)佐藤クリニック	970-8026	平字小太郎町 3 - 7	25 - 2725
(医)清水医院	970-8026	平字田町 75 - 1	25 - 2238
(医)ストレスクリニック	970-8026	平字田町 1 - 7 三延ビル 4 F	24 - 1851
(医)蓮沼医院	970-8026	平字尼子町 2 - 19	25 - 5526
(医)長谷川医院 長谷川整形外科医院	970-8026	平字五色町 78	25 - 5691
本町通りクリニック	970-8026	平字四丁目 7	24 - 7830
(医)松尾会 松尾病院	970-8026	平字愛谷町四丁目 1 - 4	22 - 4421
森田産婦人科麻酔科医院	970-8026	平字作町二丁目 8 - 1	23 - 3541
(医)医和生会 山内クリニック	970-8036	平谷川瀬字三十九町 19 - 3	25 - 8181
(医)渡辺内科・胃腸科	970-8026	平字倉前 113 - 1	25 - 7272
賀沢内科胃腸科医院	971-8151	小名浜岡小名字馬上前 11 - 7	54 - 6200
社団医療法人 容雅会 中村病院	971-8111	小名浜大原字下小滝 146 - 2	53 - 3141
中山医院	970-0313	中之作字川岸 37	55 - 8141
中山クリニック	971-8164	小名浜西町 1 - 3	73 - 1112
(医)道済会 みちや内科胃腸科	971-8124	小名浜住吉字道下 33	58 - 4180
橋本医院	974-8261	植田町中央三丁目 7 - 13	62 - 5258
(医)常磐会 いわき湯本病院	972-8321	常磐湯本町台山 6	42 - 3188
(医)心生会 織内医院	972-8318	常磐関船町迎 16	44 - 1133
(医)社団秀友会 箱崎医院	972-8318	常磐関船町塚ノ越 58	42 - 3131
(医)春陽会 春山外科胃腸科医院	972-8317	常磐下湯長谷町二丁目 1	44 - 4011
(医)こじま内科	972-0161	遠野町上遠野字太田 20 - 3	74 - 1500
小松医院	972-0161	遠野町上遠野字本町 84	89 - 2041
(医)あさうら会 須田医院	973-8411	小島町一丁目 5 - 2	27 - 6060
総合磐城共立病院	973-8402	内郷御厩町久世原 16	26 - 3151
(医)秀誠会 下遠野内科胃腸科クリニック	973-8404	内郷内町立町 70 - 2	27 - 1111

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
(医)明生会 高原整形外科	973-8403	内郷綴町川原田 126	45 - 0123
(医)そうまクリニック	970-1151	好間町下好間字鬼越 101 - 1	36 - 4555
医療法人社団 木田医院	979-0201	四倉町字東四丁目 9 - 1	32 - 8880
(医)奉成会 木村医院	979-0201	四倉町字西三丁目 14 - 9	32 - 2995
(医)長瀬内科胃腸科	979-0202	四倉町上仁井田字北姥田 6 - 1	32 - 3125
介護老人保健施設 ニツ箭荘	979-3124	小川町上小川字大坂 68 - 1	83 - 2428

## 認知症サポート医

かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割を担い、公表することに同意した医師のいる医療機関です。

※ 診療日時・診療内容等につきましては、直接、医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
いわき泌尿器科	973-8403	内郷綴町沼尻 62	27 - 5522
舞子浜病院	970-0103	平藤間字川前 63 - 1	39 - 2059

## 「認知症」の診療を行っている専門医療機関

ここに掲載した専門医療機関は、以下の要件を全て満たし、公表することを承諾した医療機関です。

- 次のいずれかの診療科を標榜する医療機関であること  
精神科、神経科、心療内科、脳神経外科、神経内科
- 次の(1)及び(2)が可能であること  
(1) 院内で、知的機能検査等の問診票を用いた鑑別診断ができる  
(2) 院内または院外で、画像検査を用いた鑑別診断ができる
- 認知症の治療（薬物療法など）を行うことが可能であること

※ 診療日時・診療内容等につきましては、直接、医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
(医)石城精神医学研究所付属 新田目病院	970-8034	平上荒川字安草 3	28 - 1222
国立病院機構 いわき病院	970-0224	平豊間字兎渡路 291	55 - 8261
いわき脳神経外科	970-8026	平紺屋町 5	23 - 2000
こころのクリニック	970-8026	平字四町目 22 - 7 ツルヤビル 2F	25 - 0707
長春館病院	970-0103	平藤間字川前 63 - 2	39 - 3090
中野内科クリニック	970-8026	平字鍛冶町 13	22 - 7200
松村総合病院	970-8516	平字小太郎町 1 - 1	23 - 2161
舞子浜病院	970-0103	平藤間字川前 63 - 1	39 - 2059
(医)松尾会 松尾病院	970-8026	平字愛谷町四丁目 1 - 4	22 - 4421
本町通りクリニック	970-8026	平字四町目 7	24 - 7830
医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院	971-8122	小名浜林城字塚前 3 - 1	58 - 3121

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
いずみ心療内科クリニック	971-8182	いわき市泉町滝尻字定ノ田 252	75 - 0707
(医)恒温会 いわき草木台総合クリニック	972-8301	いわき市草木台五丁目 1 - 5	28 - 1145
(医)あさうら会 須田医院	973-8411	小島町一丁目 5 - 2	27 - 6060
そのだ内科クリニック	973-8411	小島町三丁目 6 - 23	45 - 2345
長橋病院	973-8402	内郷御厩町四丁目 100	26 - 3526
そうまクリニック	970-1151	好間町下好間字鬼越 101 - 1	36 - 4555
医療法人社団石福会 四倉病院	979-0203	四倉町下仁井田字南追切 2 - 2	32 - 5321

### (社) 認知症の人と家族の会福島県支部

同じ悩みを持つ人々やボランティアなどが、お互いの悩みを相談しあい、励ましあう会です。

介護についての情報交換や研修会、会報の発行などを通じて、認知症の人とその家族への支援と福祉の向上を目的としています。

	郵便番号	住 所	電話番号
いわき地区	970-8026	平字童子町 4 - 11	25 - 4042

相 談 受 付 票

年 月 日 時

受付者		担当者		No.
-----	--	-----	--	-----

相談者

氏 名		男 女	本人との関係	
連絡先	居所			
	電話			

相談内容

相談経路	1.相談者 2.行政( ) 3.居宅CM( ) 4.サービス事業所 5.その他			
-----				
信頼 / 頼りにしている人：				
種 類	<input type="checkbox"/> 権利擁護 ( 1. 社会資源 2. 成年後見 3. 虐待の疑い→「虐待の可能性」 )			
	<input type="checkbox"/> ケアマネジメント相談 ( 1. 包括的継続的 2. 介護予防 ) <input type="checkbox"/> その他			
方 法	1. 電話 2. FAX 3. 来所 4. 訪問 5. その他 ( )			
1. 初回 2. 再来( )				

相談の当事者 (本人)

氏 名		男 女	生年月日	明・昭・平	年	月	日	歳
連絡先	居所							
	電話							
医 療	1. 必要	2. 不必要	3. 不明	介 護	1. 必要	2. 不必要	3. 不明	
要介護認定	1. 未申請 2. 申請中 3. 要支援( ) 4. 要介護( ) 5. 自立 6. 不明							
サービス	1. 利用あり( )							
	2. 利用なし( 1. 希望あり 2. 希望なし 3. 希望不明) 3. 不明							
	担当ケアマネジャー又は事業所( )							

関与している家族等の状況

氏 名		男 女	本人との関係	
連絡先	居 所			
	電 話			
状 況				

## 虐待の可能性

1. 虐待の可能性が高い 2. 虐待の可能性はある 3. 虐待の可能性は低い 4. 不明 5. 非該当

## 虐待の種類

1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. 経済的虐待 4. 性的虐待 5. 介護・世話の放棄・放任

## 本人の状況

虐待の訴え（①、②、④が「あり」で③「生じている」がある場合⇒〔早急な対応。緊急保護が必要な可能性あり〕	
①虐待者からの保護 又は差し迫った訴え	1. なし 2. あり( ) 3. その他( ) 4. 虐待者は意思疎通が困難 5. 不明
②被虐待者からの保護 又は差し迫った訴え	1. なし 2. あり( ) 3. その他( ) 4. 被虐待者は意思疎通が困難 5. 不明
③重大な結果 生じている：○ おそれ：△	( ) 頭部外傷 ( ) 腹部外傷 ( ) 意識混濁 ( ) 重度褥創 ( ) 重い脱水症状 ( ) 脱水症状の繰返 ( ) 栄養失調 ( ) 全身衰弱 ( ) 強い自殺念慮 ( ) その他( ) 不明 とくにない
④緊急を要する状況	1. なし 2. あり( ) 3. 不明
虐待の習慣性（①、②、③で「不明」以外に○がある場合⇒〔集中的な援助、保護が必要な可能性あり〕	
①習慣的な暴力	1. 新旧の傷・あざ 2. 入退院の繰り返し 3. 虐待者の訴え 4. 被虐待者の訴え 5. その他( ) 6. 不明
②虐待者の認識	1. 自覚なし 2. 認めたがらない 3. 援助者との接触回避 4. その他( ) 5. 不明
③虐待者の精神状態	1. 不安定 2. 判断力の低下 3. 非現実的な認識 4. 認知症 5. 精神障害 6. 知的障害 7. その他( ) 8. 不明
本人の意思確認	
1. 確認済( ) 2. 未確認 3. 確認不可 4. その他( )	
その他（具体的状況など）	

## 今後の対応

--

## 高齢者虐待発見チェックリスト

### 【身体的虐待】

チェック欄	サ イ ン 例
	身体に小さな傷があちこちに見られる。
	大腿部の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみず腫れが見られる。
	様々な回復状態の傷、アザなどが見られる。
	頭、顔、頭皮などに傷が見られる。
	臀部や手のひら、背中などに火傷や火傷の痕が見られる。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
	傷やアザの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

### 【心理的虐待】

チェック欄	サ イ ン 例
	かきむしり、噛み付き、ゆすりなどが見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）が見られる。
	身体を萎縮させる。
	怯える、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる。
	自傷行為が見られる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

### 【経済的虐待】

チェック欄	サ イ ン 例
	年金や財産収入などがあることは明白にもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないはずなのに、費用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるはずなのに、諸サービスの利用料や生活費などの支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住など、生活状況との落差が激しい。
	本人が知らないうちに預貯金が引き出された、通帳が取られたと訴える。

## 【性的虐待】

チェック欄	サイン例
	不自然な歩行が見られたり、座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血や傷が見られる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。
	睡眠障害が見られる。
	通常的生活行動に不自然な変化が見られる。

## 【介護・世話の放棄・放任】

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、異臭を放っている。
	部屋に衣類やオムツなどが散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの状態が多くなる。
	汚れたままの下着を身に着けるようになる。
	かなりの褥創が見られる。
	身体から、かなりの異臭がしている。
	適度な食事が用意されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診察を受けていない。
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して、過度に乱暴な話し方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者とうのを嫌うようになる。

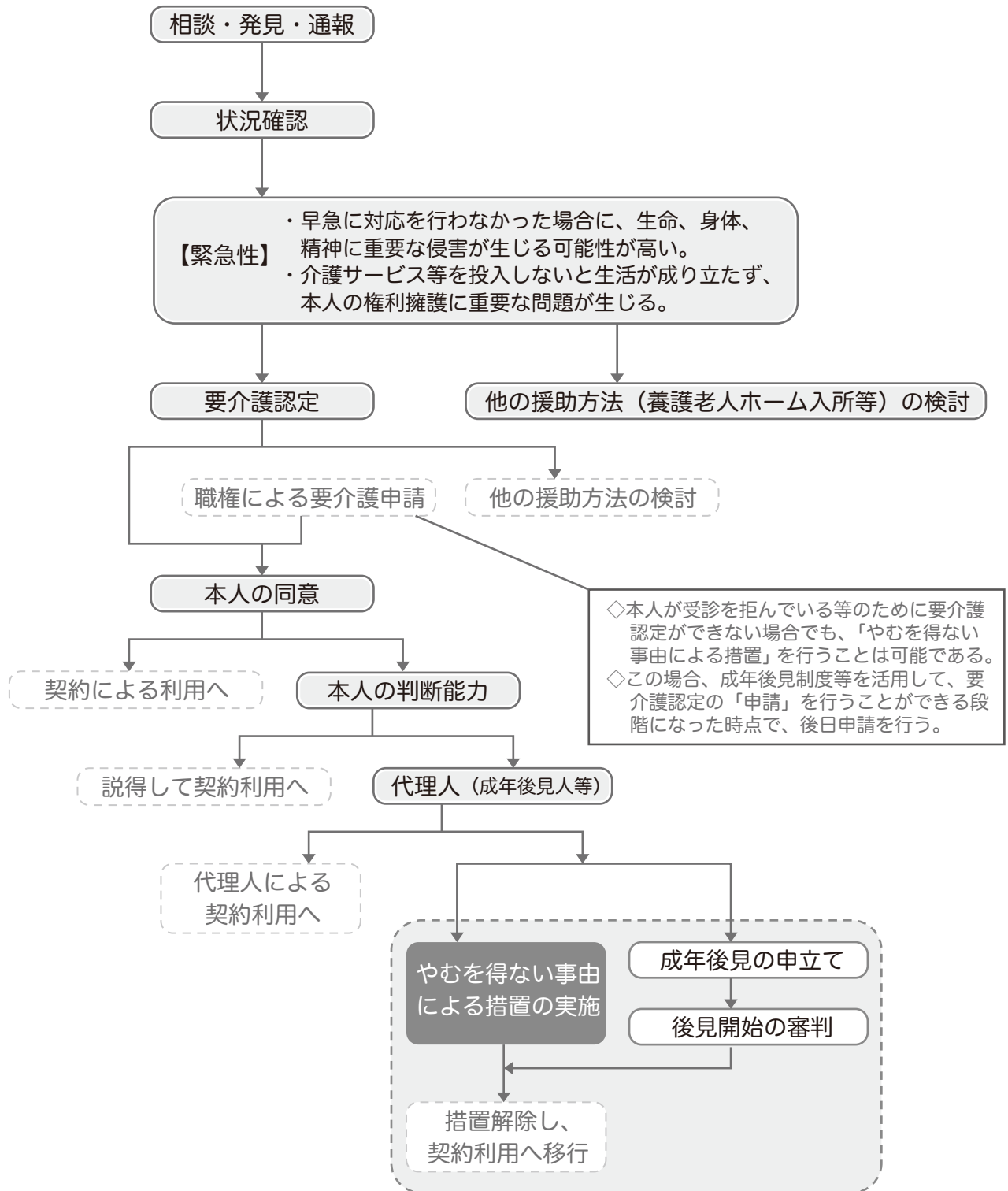
## 【自己放任（セルフネグレクト）】

チェック欄	サイン例
	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気・ガス・水道が止められていたり、新聞代・テレビの受信料・家賃などを滞納したりしている。
	配食サービスなどの食事が摂られていない。
	薬や届けられた物が放置されている。
	物事や自分の周囲に関して、極度に無関心である。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

## 【地域からのサイン】

チェック欄	サイン例
	自宅から、高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置（雑草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨て去られている）の様相を示している。
	郵便受けや玄関先などが、だいぶ前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていなかったりしている。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間、外にいる姿がしばしば見られる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパーなどで、一人分のお弁当などを買っている姿が頻繁に見られる。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が見られる。

## 【やむを得ない事由による措置活用の検討フロー】



- ◆時間的に切迫していない場合は、成年後見申立てを先に行い、その審判後に契約利用の形でサービス提供を開始することが望ましい。
- ◆緊急ショートステイの利用や身体耗弱の際は入院等の手段を活用しつつ、その間に成年後見申立てや契約代理人の選定を行うなどの方策をとり、契約利用に結びつける場合もある。

## 事例概要（虐待・不適切）

【受付日 平成 年 月 日】

記載者：

相談期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	情報収集日	平成 年 月 日～
相談経路			
相談の内容			

### 【基本情報】

氏名	・	男・女	年 月 日生 歳	被保険者番号
状況	1 在宅 2 病院 ( ) 3 施設 ( ) 4 その他 ( )			
現病 既往歴				
障がい高齢者の 日常生活自立度	自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2		認知症高齢者の 日常生活自立度	I II a II b III a III b IV M
障がい認定等	なし・不明 身障 精神 療育 難病			
介護認定	要介護・要支援・非該当・未申請・申請中( 月 日)・更新中( 月 日)・申請予定( 月 日)			
利用サービス				
経済状況	国民・厚生・共済・老齢・障害 級・遺族・生保・その他：無年金		収入月額	円程度
今までの生活・社会との交流				

### 【世帯構成】

単身・配偶者のみ・高齢者を含む世帯（日中独居・日中高齢者のみ）・その他				構成図
氏名	年齢	続柄	状況	
(イニシャル)				
・				
・				
問題発生の状況 (家族)				

### 【関与している家族等の状況】

氏名	・	男・女	年 月 日生 歳	被保険者番号
状況				
現病 既往歴				
障がい認定等	なし・不明 身障 精神 療育 難病			
介護への 関与の程度				
介護負担感	1 なし 2 あり ( )			
経済状況	1 なし 2 経済的に自立していない 3 金銭トラブルを抱えている 4 その他			
今までの生活・社会との交流				



# 高齢者虐待リスクアセスメントシート

	チェック欄	サイン例 (当てはまるものがあればチェックする)
危険		①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷（血腫・骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥創、重い脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、その他
		②被虐待者自身、若しくは虐待者が高齢者の保護を求めている
		③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり
		④虐待により、被虐待者の精神状態が著しく不安定な状態となっている
		⑤（被）虐待者より「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり
		⑥刃物、ビンなどの凶器を使った暴力や脅しがある

①～⑥全部にチェックがついた場合「立入調査の検討」若しくは「緊急保護の検討」  
※被虐待者が意思疎通ができない場合は①で判断

	チェック欄	サイン例 (当てはまるものがあればチェックする)
注意 (レベル1)		⑦今後、重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲・腫張、不自然な内出血、やけど、刺し傷、極めて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他
		⑧繰り返されるおそれが高いか？ <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他 <input type="checkbox"/> 虐待者の認識：虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他 <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他
		⑨家族内で虐待が連鎖的に起こっている。

⑦～⑨全部にチェックがついた場合「保護の検討」若しくは「集中的援助」

	チェック欄	サイン例 (当てはまるものがあればチェックする)
注意 (レベル2)		⑩被虐待者に、虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 認知症レベル： I II a II b III a III b IV M <input type="checkbox"/> 問題行動： 徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他 <input type="checkbox"/> 寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）： 衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他 <input type="checkbox"/> 精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他
		⑪虐待者に、虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的感情や態度 <input type="checkbox"/> 重い介護負担感 <input type="checkbox"/> 介護疲れ <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足 <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）： 衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他 <input type="checkbox"/> 障害・疾患： 知的障害、精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他 <input type="checkbox"/> 経済的問題： 低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他

⑩・⑪ともにチェックがついた場合「集中的援助」若しくは「防止のための保護検討」

(以下次頁)

(前頁より)

	チェック欄	サイン例 (当てはまるものがあればチェックする)
注意 (レベル3)		⑫虐待につながる家庭状況があるか？ <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係 <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の共依存関係 <input type="checkbox"/> 虐待者が、暴力の被害者 <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心 <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他

チェックがついた場合は「継続的、総合的援助」

事実確認を継続／虐待の事実なし

# 高齢者虐待ケア会議 記録票

記入者 \_\_\_\_\_

1. 開催日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2. 出席者

所 属	氏 名	所 属	氏 名

3. 協議内容等

対 象 者	ケア会議開催回数	回目
協議の内容		
協議結果 (支援の方向性、役割分 担・導入すべきサービス・ 具体的支援の内容など)		
残された課題など		
モニタリング時期及び次 回開催予定	モニタリングの時期	次回開催予定 月 日

# モニタリングシート

所属機関

記入者

記入日

対象者氏名

様

虐待ケア会議開催日

/

/

/

/

《本人の状況・意向の変化・新たな課題等》

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

《養護者、家族等の状況・意向の変化・新たな課題等》

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

《当初の支援策と今後の対応について》

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(高齢者虐待防止法) 平成 17 年 第 124 号

第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)

第 2 章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第 6 条～第 19 条)

第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第 20 条～第 25 条)

第 4 章 雑則 (第 26 条～第 28 条)

第 5 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第 5 項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第 24 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 25 項に規定する介護老人保健施設、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第 3 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護

並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法（老人福祉法）第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第三号又は第11条第1項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第 12 条 市町村長は、前条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第 1 項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項（立ち入り調査、訪問）の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第 13 条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 11 条第 1 項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第 14 条 市町村は、第 6 条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときに高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第 15 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第 16 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第 115 条の 39 第 3 項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団

体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

#### (事務の委託)

第 17 条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第 6 条の規定による相談、指導及び助言、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第 14 条第 1 項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第 1 項の規定により第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (周知)

第 18 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

#### (都道府県の援助等)

第 19 条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第 23 条 市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第 4 項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第 1 項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第 24 条 市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報若しくは同条第 4 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第 25 条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第 4 章 雑則

（調査研究）

第 26 条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第 27 条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するもの

とする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第 5 章 罰則

第 29 条 第 17 条第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 老人福祉法（抜粋）

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 1 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 2 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 3 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 4 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 5 65歳以上の者であって、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の

認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- 2 市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 1 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 2 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。